

ほっかいどうしゅうろういこうしえんじぎょうしょとうじこひょうか うんよう
北海道就労移行支援事業所等自己評価の運用について

1. 目的

就労移行支援事業所等が自己評価により自らの業務を客観的に評価し見直すことで、就労支援サービス充実のために必要な取組みを認識し改善することを目的とする。

2. 実施対象

就労移行支援事業所

ただし、就労継続支援A型、B型事業所が本シートを参考に自主的に自己評価を行い、公表することも可とする。

3. 実施方法

- (1) 就労移行支援事業所は、別記様式「就労移行支援事業所等自己評価シート」により、前年度の自事業所の概要及び取組み等について記入及び評価を行う。
- (2) 記入にあたっては、別紙「就労移行支援事業所等自己評価シート記載要領」によることとする。
- (3) 就労移行支援事業所は、毎年度、自己評価を実施することにより、自らの目標と取組みの進捗状況を確認するとともに、利用者へのよりよいサービス提供のために取組みの改善を図る。
- (4) 就労移行支援事業所は、当分の間は毎年道の照会により、上記(1)を道へ提出するものとする。
- (5) 道は、上記(4)により提出された自己評価シートを集計し、就労移行支援事業所の自己評価実施状況を把握するものとする。

4. 公表等

- (1) 就労移行支援事業所は、自事業所又は設立法人のホームページなどにおいて、上記3(1)により作成した自己評価シートを公表するよう努めるとともに、事業所利用希望者や関係支援機関等から要望があったときはこれを開示又は提供するよう努めることとする。
- (2) 道は、当分の間は上記3(5)により把握した自己評価実施事業所名をホームページなどで公表するとともに、集計した自己評価結果を、道内の障害者就業・生活支援センターに提供することとする。
- (3) 各障害者就業・生活支援センターは、道がとりまとめた情報などに基づき、自己評価実施事業所名をホームページなどで公表するとともに、自己評価結果を利用希望者への助言や事業所との連携、地域におけるネットワーク会議の場での活用など、障害者就業・生活支援センター事業等の範囲内で活用できるものとする。
- (4) 道は、自己評価結果の公表や活用方法等の変更を伴う場合について、障害者就業・生活支援センター等と調整する。